

# 共同住宅のごみ集積場設置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第24条に基づく、共同住宅のごみ集積場の設置に関し必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領においてごみ集積場とは、市にごみを収集させる場合におけるごみ収集時までの間、一時的に家庭系ごみを集積するために共同住宅敷地内に設ける場所をいう。

(設置基準)

第3条 ごみ集積場の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ集積場は、道路沿いに設けること。
- (2) ごみ集積場は、収集車両が安全に収集できかつ通行の妨げにならない場所に設けること。
- (3) ごみ集積場を収集の妨げとなる方法で囲わないこと。
- (4) ごみ集積場の位置を白線等により表示すること。
- (5) 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建物である場合は、家庭系ごみと事業系ごみの集積場を分離すること。
- (6) 可能な限り洗浄設備を設けること。

(面積基準)

第4条 ごみ集積場の面積基準は、次の表のとおりとする。

全体の戸数 (A)	家庭向け共同住宅 (B)	単身向け 共同住宅	家庭向け住宅と単身向け住宅の 混在する共同住宅
5戸	2.0 m <sup>2</sup>	$(B)m^2\text{数} \times \frac{1}{2}$	$(B)m^2\text{数} \times \frac{(\text{家庭向け戸数})}{(\text{全体の戸数})}$ $(B)m^2\text{数} \times \frac{(\text{単身向け戸数})}{(\text{全体の戸数})} \times \frac{1}{2}$ + = 混合住宅のm <sup>2</sup> 数
6～10戸	$2.0\text{ m}^2 + (A - 5) \times 0.4\text{ m}^2$		
11～20戸	$4.0\text{ m}^2 + (A - 10) \times 0.2\text{ m}^2$		
21～60戸	$6.0\text{ m}^2 + (A - 20) \times 0.1\text{ m}^2$		

2 前項以外の共同住宅のごみ集積場の面積については、共同住宅を建設しようとする者と市が協議のうえ決定するものとする。

(申請)

第5条 共同住宅を建設しようとする者と市が協議するに当っては、事前協議書に平面図1部を添えて提出するものとする。

(変更)

第6条 ごみ集積場の設置者は、ごみ集積場を変更しようとするときは、市と協議するものとする。

(維持管理)

第7条 ごみ集積場の設置者は、収集時間帯において当該ごみ集積場付近を収集作業に支障がないようにするものとする。

2 ごみ集積場の設置者は、入居予定者に対しごみの出し方三原則（きまったごみ、きまった日時、きまった場所）を守るように指導するものとする。

(その他)

第8条 この要領によりがたいものについては、その都度共同住宅を建設しようとする者と市が協議するものとする。

付則

この要領は、平成15年11月10日から施行する。